

「はくいこどもフェス」業務委託仕様書

1 委託業務名

「はくいこどもフェス」業務委託

2 業務目的

こども・子育てにやさしい社会の実現のために、羽咋市こども計画の基本理念「チーム羽咋で育もう こどもの笑顔輝く 確かな未来」のもと、多様なあそびや経験を通して、こどもたちの笑顔がかがやき、あわせて地域社会全体で子育てを応援する機運醸成となるためのイベントを開催するとともに、駅周辺の賑わいを創出することを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日

4 業務概要

(1) 参加者が「こどもまんなか」をイメージしながら楽しめるイベントの企画
イベントの概要

① 開催日：令和7年11月中

② 会 場：LAKUNA はくい（羽咋市川原町テ39番地1）

※ 会場使用料は委託料に含まれる。

③ 内 容

こどもや保護者が多種多様なあそびや経験を楽しめ、地域とのつながりを築けるようなイベントの開催

(2) イベントの運営業務

① 市と十分に連携をとり、イベントの進行シナリオ等を作成する。

② イベントの全体進行管理を行い、タイムスケジュール等には十分に配慮する。

③ イベントの進行者を、目的や来場者層を勘案して選定する。

④ イベントについてチラシ作成やメディアを利用した周知広報に努める。

⑤ 会場の設営に際して、入場者の安全に配慮する。

(3) 看板製作・設置業務

イベント名称看板、会場配置図、タイムスケジュール等を製作し、適切に配置する。

(4) こども・子育てに関する独自提案

その他、市にとって、より事務効率化となる提案や事業者が提案するサービスがあれば、具体的にその内容を記載すること。

(5) 来場者にアンケートを実施・集計すること。

集計結果は、実績報告書へ記載してください。

5 成果品の納入

次の成果品を納入すること。

なお、(1)、(2)については、日本工業規格A4判を使用すること。

- (1) 業務委託完了届
- (2) 実績報告書

6 再委託

- (1) 受託者は、本業務委託のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけない。
- (2) 受託者は、本業務委託の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出して羽咋市の承認を得ること。
- (3) 受託者は、(2)により再委託する場合には、石川県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するように努めること。

7 業務の履行に関する措置

- (1) 市は、本業務委託（再委託した場合を含む）の履行について、受託者が著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を通知し、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- (2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、羽咋市に書面で提出するものとする。

8 機密の保持

- (1) 本業務委託（再委託した場合も含む。）を実施するに当たり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途への使用はできない。また、その防止のために必要な措置を講じること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとする。
- (3) この項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とする。

9 その他

- (1) 業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、羽咋市と協議を行い、双方合意した内容により行うこととする。
- (2) 契約締結後において、感染症の感染防止対策や自然災害等として、臨機に本業務委託の内容を変更することがある。この場合、変更する業務委託の内容は、双方協議のうえ、決定する。
- (3) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決

等に関し必要の都度、双方協議しながら進めること。

- (4) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定する。

10 委託料の支払方法

委託業務終了後、本事業に係る経費を支払うものとする。